

第3回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時 令和7年10月21日（火曜日）午後7時～ 午後9時00分
場 所 中央公民館301学習室
出席委員 古賀委員、渡瀬委員、後藤委員、太田委員、岡田委員、檜山委員、島津委員、
濱田（綾）委員、濱田（裕）委員、水落委員
欠席委員 西委員、鈴木委員
事務局 市民生活課長、総務係
会議の種別 公開
傍聴者数 0名
会議次第 別紙のとおり
配付資料

（資料1）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申
（案）

（参考資料）第2回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会会議録

1 開会

会 長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回、第十一次東大和市男女共同参画推進審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席につきまして、事務局より報告があります。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、本日の委員の出席について報告いたします。本日は西優希委員と鈴木富雄委員から欠席の連絡を受けております。まだ渡瀬副会長が来られていないのですが、欠席の連絡等はないので、途中で来られると思われます。

本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条第2項に基づき、本日の出席委員が現時点で12人中9人で、委員の過半数が出席していることから、会議が成立しております。

事務局からは以上です。

会 長：ご報告ありがとうございます。それでは、成立いたしましたので、よろしくお願いいたします。

まず、傍聴人の方ですが、本日は傍聴の申出ございませんでしたので、報告いたします。

2 審議事項

会 長：それでは、審議に移ります。1番目の審議事項、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度の年次報告書の答申についての審議に入ります。

審議の進め方ですが、目標ごとに事務局から説明をいただいて、その後皆さんと目標ごとにご意見をいただいて、答申内容を詰めていきたいと思っております。今回、事務局が作成しました第三次東大和市男女共同参画推進計画の令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申案を見ますと、目標の前に「はじめに」というパートと「計画全般について」も作成していただいております。これは昨年もそういう形の形式なので、それを踏襲したということでございます。

「はじめに」及び「計画全般について」について

会 長：まず、はじめにと計画全般について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、1、審議事項、第三次東大和市男女共同参画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申における「はじめに」及び「計画全般について」について説明いたします。

答申の内容について説明させていただく前に、答申の体裁について説明させていただきます。参考として、以前お配りした黄色の令和5年度の年次報告書の50ページから53ページをご覧ください。

まず、50ページの会長名の文章がありまして、続いて51ページから53ページの答申の中身に当たる別紙があるという形になっております。51ページに導入部分として「はじめに」があります。令和5年度はその次に「計画全般について」がございました。前回の審議会の中

でも「計画全般について」についてのご意見があったことから、答申案の掲載については、「はじめに」と「計画全般について」、「目標１」、「目標２」、「目標３」で構成しております。なお、「計画全般について」は必ず記載しなければならないものではございませんので、ご審議いただく中で記載の有無についてもご意見をいただきたいと思います。

それでは、「はじめに」及び「計画全般について」、説明させていただきます。既に目を通していただいているかもしれませんが、審議を始める前に、改めて資料１の答申案の１ページにあります「はじめに」及び「計画全般について」の内容を、ただいまから少しお時間を設けますので、目を通していただければと思います。ご覧ください。

— 内容の確認 —

皆様、目を通していただきましたでしょうか。それでは、「はじめに」及び「計画全般について」の答申案の内容について、必要な箇所のみ簡単に補足させていただきます。

まず、「はじめに」についてですが、今回作成しました答申案では、令和５年度の内容と同じ内容を記載しております。皆様からのご意見を頂戴して、今後内容を固めたいと思います。

次に、「計画全般について」についてですが、前回の審議会の中で周知と情報発信についてたくさんのご意見を頂戴いたしました。その中で、周知全般については「計画全般について」の中に盛り込むことを検討してみてもどうかとのご意見をいただきましたので、まとめさせていただきます。

１段落目、計画に掲げる各事業については、大変よい事業が多いと評価していただいた反面、それらの事業の情報が真に必要な人に届いているのかといったご意見と、情報を発信していてもほかの膨大な情報の中に埋もれてしまうため、周知する方法を工夫する必要があるといったご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。２段落目については、情報発信、周知については市公式ＬＩＮＥなどの利用者を増やす取組も必要とのご意見と、新たなＳＮＳや市民参加型等、既存の情報発信手段以外の手法についても取り入れたらどうかというご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

これらを踏まえて、「はじめに」及び「計画全般について」の答申に盛り込む内容についてご審議いただければと思います。事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。それでは、「はじめに」と「計画全般について」というパートから審議に入りたいと思います。

「はじめに」の部分は、答申の冒頭ののりとみたいところなので、年度だけ変えたということなんですけれども、初めての方もいらっしゃるし、こういう形についてのご意見もあるかと思いますので、もし何かあれば伺いたいと思います。

今の時点では特に、よろしいですか。全体、最後にまたまとめたところで、最終答申のところで、もうちょっと冒頭こう言いたいというのが出てくればというのものもあるかもしれませんが、文言で気になる点とか、昨年と同じということで、その是非もあるかもしれませんが。

どうぞ、委員。

委 員：昨年と同じということで、もう一度これを読み直したときに、昨年は５０ページにかがみ文

がございますよね、会長から市長宛てにですね、この3行の内容が、この「はじめに」の5行分が公文書になって入ってきていますので、この「はじめに」の位置づけといいますか、ここでもういいんじゃないかと思ってしまったところでございます。ですので、「はじめに」というのは特に設けなくても、かがみ文がございますので、別紙のとおり答申いたしますので、例えば、今後この答申を生かしていただき、東大和市における男女共同参画社会の実現に向けた取組がより一層推進されることを願いますとか、そんな形でまとめることも可能ではないかなというふうに思った次第です。

会 長：ご意見としては、冒頭の会長のところに。

委 員：去年と全く同じなのであれば、やはりちょっと工夫したいなというふうに思って、考えたところでございます。

会 長：ありがとうございます。要は、この最後のところも、もう会長のところでいいんじゃないかということですね。

委 員：はい。この「はじめに」のところに議論を重ね、とか書いてございますけれども、それは議論を重ねて答申を作るのは当たり前のことで、特に「はじめに」の中に入れる必要はないのではないかなというふうに思いました。

会 長：ありがとうございます。今の委員のご意見について、いかがでしょうか。

委 員：大体今までのこの形式は、市役所とか国家公務員とか都庁でもいいんですけども、表書きのかがみとして、これは大体作っています。大体この形式で行っています。だから、その最初の会長から市長に対するこのかがみと、ここの「はじめに」というのはちょっと異質な感じに捉えているんですけども、私もちょっと自分のことを言うのもあれだけども、役人生活長かったものですから、市役所の方も同じだと思いますけれども、この会長から市長に対する文書の表書きとして、いつも大体どんな文章にもこれがついています、この形式というのは。だから、「はじめに」を省略するかしないかというのは皆さんの意見ですけども、形式的にはこういうふうになっています。

会 長：ありがとうございます。事務局、これはどうなんですか、お作法みたいところが何とも分かりにくいところなんですけれども。

事務局：大体、諮問をしていただいて、この結果答申するというのがこの3行の中に書いてあって、これはいわゆる定型文みたいところなんです、なので大体、委員おっしゃるとおり、こういうような形になっているんですが、ただ、この後に、例えば、今後この答申を生かしていただきという文言を加えている文章もなくはないです。いわゆるこの3行以上のものを入れていただくというのは可能ですし、ただ、委員おっしゃったように、これが形式なので、これで行くというのもありだと思います。どちらでも言うていただければ、加えたり削ったりはできますが、基本として盛り込みたいのが、条例に基づいていついつ諮問を受けたものに対する答申ですという、その文言が基本的には入っていれば、条例に基づいていつ諮問を受けた、それに対する答申ですというのが分かればよろしいかと思いますので、そこから先は事務局のほうで工夫させていただくことも可能です。

委 員：これは平成23年からずっと一緒なんです、形式は。だから、私はこの本文の答申案の「はじめに」と、かがみの根拠を示すこの内容とは別のものだと思っておるんです。少なくとも

も私が知っている平成23年からはずっとこの形式で来ております。「はじめに」のところの中身はもちろん違いますが、

事務局：委員、確におっしゃっているところでして、実はこのかがみ文って審議事項ではなかったので、いわゆる諮問に対する答申書の中身については皆さんでご審議いただいていたところで、恐らくこの答申の前段文についてというのが今まで議論していただいたことがなかったというところが、委員がおっしゃるとおり、全く同じものをずっと使っているというところがございます。私どもも、必要な要件が入っていれば、これについてはいいかなという認識だったので、いわゆる回答文の答申のかがみ文についてはご審議いただいていたところですので、ここで改めてここも内容について精査していただくこともできますし、このまま行くということもできるかと思います。なので、方向性さえ示していただければ、このまま行くことも可能ですし、「はじめに」というのも併せて考えていただければ、次の審議会までに、かがみ文の文言についてもご審議いただくことができるかなというふうに思っています。

会 長：ありがとうございます。

委 員：全然こだわっていません。今までの形式の話は私はしているだけの話ですから。全然こだわっていませんので、誤解のないように。

会 長：ありがとうございます。皆さんの貴重なご意見です。そういう意味では、実質的には今のご意見ように、この内容をちゃんと推進してねというのが入っていけば一緒といえば一緒なので、あとは形式の問題だと思うんですけども、逆に、皆さんどうですか、あまりこだわらないですか。どうなんでしょう。

委 員：これはもう役所の形式なんです、ここは。我々の答申はその次からなので。

会 長：実質的なところはその後の議論だと思うので、また事務局と私のほうで再度の形を取りましようか。

それでは、実質的な中身で、計画全般というところから入ってまいりたいと思います。今、事務局からありましたように、きちんと非常にいい事業をしているけれども、事業の周知とかいうところを特に注力してほしいというのが、前回の議事録にありましたように、ちゃんと届いてほしい人に届けるとか、例えばLINEの加入率を上げる努力をしてほしいとかいうようなこともありましたので、これは多分、各目標の中で共通するところではあるんですけども、やっぱりここで挙げたほうがいいんじゃないかというご意見を踏まえて、事務局がまとめてくれました。なので、この形が前回の総意ではあったかなと思いますので、あとは言葉の使い方とか内容についてということかと思います。

ちょっと私に分かっていないのは、本当に情報ってせっかく発信するんだったら届くべきよねとかというのは、一般論ですごく分かるんですけども、実際に東大和のそういう情報発信とか受け手の問題とかそういうのって、届いているのか届いていないのかが私、全くうとくて、逆に私はほとんど関心なく暮らしてきたので、必要な人はちゃんと取りに行っているんじゃないのかしらとかいうのが、皆さんのこの間のご意見を聞いていて、臨場感がいま一つなかったので、委員がおっしゃっていたLINEでも、ママ友とか、そこでは広がっていくんだけれども、そういうことをやったらいいんじゃないかみたいなのは、そういうことかというのは分かるんですけども、やるからには発信してとか周知してという書き方は普通にできるんですけ

れども、いま一つ、皆さんの思っていることの臨場感をもっと伝えたほうがいいんじゃないかなというのは僕の感想だったんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。関心ない人って見ないですね。

委員：今、会長からお話しいただいたことで、東大和市のLINEをやっているじゃないですか、あれって情報が逆に来過ぎる、いろいろな情報がどんどん来るから、あまり見なくなっちゃったという人がいるというのは事実で、だから、一概に情報をいっぱい発信したらいいのかというのは確かに疑問が残るところはあるかなと思いますね。

会長：どういう形で私たちの思いをここ伝えていくかということだと思えますけれども。各部局はそれなりに周知しようとしているんですけれども、皆さんが、この言葉にもありますけれども、必要な人に届いているか疑念が生じますという疑念で、何か皆さん根拠はあるのかなとかいうところが、全く僕は分かっていないので。そこら辺、どうなのでしょう。見に行くだけでも全然的確なものがないよ、みたいな状況なのか。確かにこの間の男性の被害者の相談は、やっぱり女性のやつに入っていないとなかなか探せないとか、それは改めていただいていますけれども、例えばそうそういう見にくさがあるんだとかというのはすごく分かりやすいですけれども、皆さん、情報の伝えることの大切さを言っている、何かあるのかなというのが、すみません、冒頭で私の疑問なんですけれども。皆さん、これで合っていっちゃるのかしらと思って。

委員：基本的には今まで言っているSNS等の情報発信もいいんですけれども、問題はね、拠点が少ないんですよ。随分前から男女共同参画の拠点づくりということで、大きな項目であったんです。隣の武蔵村山市は大きな拠点、これは民間に委託したのがありますよね。それから国立なんかは駅の横に拠点があるんですよ。それで、この委員会でみんなで見学に行ったんですよ。そういう拠点づくりを随分前からお願いしていたんですけれども、なかなか予算の関係等もあってできないという話だったんですけれども、既存の、例えば、どこか公民館でやっていますよね。だから、全公民館にそういうサブ拠点じゃないんですけれども、情報発信する掲示板とかになるんでしょうけれども、広げるという手もありますよ。皆さんが集まる場所ですから、図書館とかね。

会長：委員がおっしゃる拠点というのは、要はハードな部分ですよ。ネット上のそういうものではなくて。

委員：そのハードの部分から発信するということ、発信源ですね。発信源の話が随分大事な話で、私は前回2年休んでますけれども、その前はずっと大きなテーマだったんですよ。だけど、今回そういうのがちょっと、2年ぶりに来たら消えているみたいな気がして、情報発信の拠点づくりというのは非常に大事なんだけど、なかなか市のほうでいろいろできないという理由はたくさん聞きましたけれども、できる理由を聞きたいなといつも思っていました。

会長：その点は。

事務局：まず、拠点なんですけれども、立川駅のところに、いわゆる26市の情報発信の拠点基地があったりしています。そこで、まず、情報発信をさせていただいています。あと、モノレール沿いなんですけれども、玉川上水と立川と高幡不動と。

委員：玉川上水はまだあるんですよね。

事務局：玉川上水あります。いわゆる在来線との往来があるところに沿線の市町村とかの情報発信基地というのをつくっていただいて、そこで情報発信というのを新たに始めている部分がありますので、いわゆる情報の電子的なもの、あと物理的なものというのもさせていただいていたりしています。あと、モノレールでいうと、全部モノレールばかりなんですけれども、上北台と桜街道と玉川上水ところに掲示板というのがありまして、市の情報発信をさせていただいているところもありますし、同じく市報とかを置かせていただくラックというの、やっぱり同じ駅に用意させていただいて、いわゆる紙での情報発信もさせてはいただいておりますが、いわゆる使っているツールというのがモノレールに関するものと、あと26市の情報発信基地は、立川のところしかないというのも事実としてはありますので、そこが足りるか足りないかというところは議論があるかなと思います。

委員：公民館でどこかやっているところがあつたじゃないですか、拠点的に。どこかあつたんですよ、1つ。掲示板かな。

事務局：掲示板につきましては今、下の中央公民館にいろいろラックがあつて、情報発信をさせていただいたり、市民センターとかでも、いわゆる紙媒体であるチラシとかポスターは掲出はさせていただいているところです。

委員：なかなか手に取らないよね。何か取ったら得な、ティッシュがくっついていたりとか、お金のかかる話はちょっとやめておきましょう。

事務局：ティッシュとかですと、私どももさせていただいているんですけれども、もうそろそろ人権週間をやらせていただいて、それは市役所の1階のロビーに掲出させていただいて、読んでいただくために、ティッシュですとか、何か啓発、そんなにお金が高いものはできないんですけれども、そういったものはやらせていただく工夫はさせていただいているところですので、委員のおっしゃる情報発信の基地というものがそれに当たるかどうか分からないんですが、そういった取組はやっているところです。

委員：分かりました。

委員：今はやっぱり小学校でも中学校でも、保護者に対して案内するのは本当にもうスマホで、紙もやりますけれども、基本的にはもうスマホというか、パソコンもあれですかね、やっぱりスマホですね、案内しているので、やっぱりさっき委員が情報量が多いと言っていましたけれども、とにかくやっぱり配信して、見る見ないはあれですけれども、開いてもらうような魅力的な内容にしてやったほうが、多いのも確かに困るんですけれども、そのほうが見てもらうから、そのLINEに加入してもらうというのがその前提ですけれども、とにかくもう今はスマホで情報を取るお父さん、お母さん方が増えていきますね。アナログもあるんですけれども、皆さんここから情報を手にしているので、いかにそこに配信して、情報をうまく伝えて、必要な情報を取ってもらうかという形が、そこが難しいんですけれども。

会長：確かに委員のおっしゃる拠点の議論は、去年とかはあまりなかったですね。やっぱり基本的にはみんなもうハードな場所ではなくて、仮想な空間という大変なんですけれども、というので、あまりなくて、強いて言えば、ヨーカドーが替わって、ああいう場所がなくなったよね、確かにあそこは人がいっぱい行くよねみたいなので、今考えられているんですけれども、多分それぐらいで、という議論ではありましたね。

委員：ここに書いたとおりで、使えないという、ハードの施設がないというところで諦めて、ネットという、そういう流れで。

委員：前回欠席しました。この情報が届いていない疑念のところは、実施状況の数字に出ていないと、こんな少人数しか受け取れてないというところから出ていると思う。つい子育て世代向けの事業を中心に見がちですが、高齢者向けとかの介護のところなんかは数字が、これは本当は母数とかとの比較をしないとけないんですけれども、単純に相談件数が、相談実績がという数字が出ていて、こういうところはうまく必要な情報が回って、実施数というふうに反映されているのかなと思う。こっちの分野は、それが十分かどうかは分かりませんが、単純に数で比べると、ちゃんと市民に届いて生かされているのかなと思う。子育て世代って少子化といったってそんなに少ないわけじゃないはずだから、届いていないように見えるんじゃないかと思う。顕著なのがひとり親家庭のサポートでしたよね、数字が少ないねという。だけど、今日初めて感じたんですけれども、ファミリーサポートセンターっていろいろな自治体であるんですけれども、東大和市は高齢者支援と結構合体しているけれども、それと別にひとり親のがあるんだという。今ホームページはどんなふうになっているんだろうなと思うと、市役所のホームページからは十分な情報にやっぱりたどり着けないで止まっちゃたりするんです。けれども、何かやっぱりそのあたりの、そこまで行くと事業の細かい評価になっちゃうから、そういうことをここでするわけじゃないだろうなとは思っている。この数字で、情報がちゃんと届くという先に実施状況というところの改善が見られるようになると、そういうことかなとは思いますが。やっぱり文字として情報が届けばいいということじゃなくて、それを生かすコミュニティーに、それこそ拠点ということだと思うんです。けれども、子供会みたいなのか地域の中の町内会みたいなものというのが、一般論としてももう崩壊傾向というのがあると思うんです。けれども、情報を生かすためには、この地域の人はこちらに通うようになればアクセスできるかなという、そのつながりを育むような事業というか、多分情報だけなら、そういうネットだとあふれること自体はできると思う。だけど、文字だけじゃやっぱり分からない中で、人と人が出会って、先輩子育て世代がこれを利用するといいんだよ、からつながるとか、そういうのを目指すような部分が薄いのかな、みたいな感じがする。高齢者側のほうはそこまでのスキームができていいる成果なのかなとかは思う。ちょっとこの数字だけで、資料だけでまだ分からなくて、ちょっと想像したところなんですけれども、参考になれば。

会長：ありがとうございます。情報発信はかなりされている、実際に利用者数がどうかというところで、確かにこの評価も、前回も議論しましたがけれども、これは増えているのか減っているのか分からないとか、ちょっと評価が見えにくいみたいなのが確かにあって、やりました、この人数でしたと言われても、なかなかこれがあるべき姿だったのかというのが分かりにくいというのは確かに今、委員がおっしゃったように、そこら辺が見えないということも事実だとは思いますが。

委員：見えない以上に、この単純な数字から言っても、そんなになのかなという気もします。

会長：届いていても利用しにくいとか、そもそもサービスの問題があるとかというのもあると思うんですけれども。そういう意味では、ずっと使いやすい制度にしてくださいとかというのはあちこちにいろいろ散りばめていると思うんですが、情報発信についてはこういう表現の仕方に

ついて、やっぱり一番、各委員の中では大切な部分だということで、ここにまず挙げたということ。

委員：情報提供って結構、過去もずっと課題として挙げているという中で、ちょっとやっぱり踏み込んで表現を入れていったほうがいいのかなということで、2点ほどあるんですけども、事業者、商業施設もそうですけれども、他市との連携というの、情報発信として、やはり事業者との協力という文言を入れてもいいぐらい、やらざるを得ないのかなと。東大和市が、行かない市役所というのを去年だかおとしぐらいから言い出しているの、そうするとやっぱり市の商業施設プラス他市との連携も本当は考えて、東大和市の人って結構、市外に買物行くんですよ、それこそイオンモールなんかはかなり多くの東大和市民が行っていると思うので、そういう他市連携というの、やっぱり情報発信の方法としては入ってくると思うので、そういう意味でも事業者との協力というのは1つ、具体的に入れたほうがいいのかなというのと、あともう1点が、やっぱりA3のこれを見たときに、いろいろな課が情報発信、課題と言っている中で、課を越えた、何か横断した取組というのをやっぱりやっていてもらいたいなと。具体的には、市とかで何かイベントをやるときに、ほかの課の情報発信もそこで一緒に行ったりだとか、何か課同士で一緒に情報発信できる場所はうまく課を越えてやっていただく。なので、課を横断したような情報提供というような文言、そんなのを入れると、今までの情報発信の方法を工夫してくださいというところを、もうちょっと踏み込んだ表現ができるのかなと思いました。

会長：今おっしゃった事業者というのは、去年は、要は産官学民みたいな言い方したじゃないですか。今おっしゃったのは、他市も含めてみたい。

委員：そうですね、他市連携的なところも。なので、他市連携とは書かなくてもいいですけども、産官学民でもいいですけども、何か事業者と。

委員：市役所は今、例えば国家公務員だったら、大きな広報課というのがあるんですよ。そこに集約して全体のいろいろなものを発信する広報課というのが、そういう課は、今の意見の話ですけども、集約してという話で、そういうセクションはないんですか、市役所のほうには。

会長：お願いします。

事務局：ありますが、今まではそこで集約をさせてやっていたんですけども、SNSに関しては情報の鮮度というものが大事だという認識から、SNSの発信というのは各課の責任において出すような形にはなっています。ただ、いわゆる広報とか市報というのは、そういう担当セクションがいて、1個の情報を集約した形で作ってというように今、情報はなっています。

委員：ありがとうございました。

会長：ありがとうございます。よろしいですか。

委員：いいですか、もう1つ。この全般にという中の下から4行目の真ん中ぐらいから、情報発信手段の利用者を増やす取組という、これは具体的にどういうことを言っているのか、ちょっと教えていただけないですか。言葉を見ただけじゃちょっと理解できなかったの、教えてください。

会長：お願いします。

事務局：具体的にはLINEであったり、市の公式X、フェイスブック等、そういったSNSという

のは一つ、情報発信手段の登録者ですかね、閲覧者、そういったものを増やす。例えば、前回の議論の中で、LINEの利用者を増やすにはどうしたらいいかという話が出たと思います。

LINEという限定的な表現ではなくて、あくまでもそういった情報発信の手段。

委員：手段の利用者って、ちょっと分からなかった。

事務局：表現については、もちろん、ここはおかしいというのであれば、修正はさせていただきます。

委員：日本語として分からなかった。ここで言えば、利用者が情報発信になるわけですかね。情報発信手段の利用者、ちょっと分かりにくい。分かりますか。

委員：発信するのは市のほうなので、受け手のとなると、別の表現のほうが。でも、ここでは単純にSNSとかそういうことだけではなくて、もっと幅広くということを含意しているんですよね。

事務局：ちょっと分かりづらい部分があったので、一応括弧書きで閲覧者という補足説明をさせていただいたところですが、やはりその文言については事務局の案ですので、いかようにも変えていただいていいかなと。ただ、私どものイメージとしてはLINEの利用者を増やしたい、Xの利用者を増やしたいというような意味合いでの、利用者という言葉を使わせていただいた。私どもがLINEという情報発信ツールを使っている中で、それを利用する方を増やしたい。

委員：利用する方の話でしょう。ここで、手段の利用者と、だから、ちょっと違うような気がする。どうですか、分かりますか、みんな。

委員：SNS等の、では駄目なんですかね。

事務局：全然構わないです。

委員：そっちが分かりやすいですね。

委員：SNSだけじゃなくて、さっきも出た紙とかそういう広報だとか、そっちも含めてなんですかね。

事務局：という話なので、特出ししても構わないですし、一応、広く言葉を使わせていただいたんですけども、その言葉自体は、SNSでもいいですし、もっと違う表現でも構わないかなと思いますので。意味合い的には皆さんがおっしゃっているようなところで書かせていただいたと。

委員：趣旨はよく分かりました。あと、書き方の表現をちょっと工夫したらどうかなと思って。

会長：この漢字6文字だけだと分かりにくかったのは確かなんですけれども、SNSとかのことなんだろうなと思いながら。委員のおっしゃるのはよく分かるんですけども、私もそうだったんですけども、でも、そこは注釈というか、何かつけるかどうか。

委員：SNSの利用者だったら分かりやすいんですけども、この漢字にすると急に分からなくなっちゃう。

会長：まさにSNSというと、情報発信手段になるので。

委員：若い人は分かるかも分からないんですけども。

会長：私も若くないので分からなかったんですけども、漢字に直せば、多分こういう表現しかなくて。ここはもうちょっと分かるようにしましょう。

それでは、あまり前段ばかりではいけないんですけども、何かほかにご意見ございますか。

委員：こちらをぱっと読んだときに、ちょっと感想文的な表現になっているなというふうに感じた

んです。答申の文章としてどうかなというふうに思ったのが、大変よい事業が多いと感じておりますとか、あと、疑念が生じますとか、その前に、今後の課題を拝見いたしますとか、こちら辺ですね、そういった、何といいますか、考えが入り込むような、例えば、大変よい事業って、そういうふうな感情が入るようなところは、なるべく客観的な文章に直したほうがよいんじゃないかなと思いました。短期間で事務局が前回の意見をまとめてくださったのはとてもよく分かるんです。それで、伝えたいこともよく分かるんですけども、答申の文章として考えたときに、例えば、最初、計画全般についてと書いているところを、最初の1行目にもう具体的なことが3つ入ってございますよね。そこら辺も、計画に掲げる各事業については、この中で一番大きなところでいうと、地域住民と子供との交流等、様々な有益なメニューがある中でというような感じで、客観的な形で入っていったらいかがかなというふうに思いました。

会 長：ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。それでは、前半ところは文言の整理と、非常に感情的みたいなところと、それから、委員からありました、もう少し広い連携みたいなところ、昨年もありましたようなところだとかは残しておきたいなというご意見だったと思いますので、残したいと思います。これは広報という意味では、男女共同参画には収まらない非常に幅広いところなので、難しいところですけども、男女平等の視点からは、やっぱりこういうところが足りないよと、こうやってほしいよというふうにまとめてもらえればなというふうに思いました。よろしくをお願いします。

「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

会 長：それでは、目標1のほうに入ってまいります。事務局のほうから説明をよろしくをお願いします。

事務局：「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてですが、資料1の答申案の2ページ目にあります目標1を、ただいまから少しお時間を設けますので、目を通していただければと思います。

皆様、目を通していただきましたでしょうか。それでは、目標1の答申案の内容について、必要な箇所のみ簡単に補足させていただきます。

前回の審議会において、目標1については周知・情報発信についてのご意見が多数挙がりましたが、周知・情報発信については「計画全般について」の中で盛り込みましたので、目標1から目標3における答申案の中には周知・情報発信に関する意見は最小限としております。

1段落目のかるがも一時保育室について。前回の審議会において、かるがも一時保育室の廃止は年次報告書における評価基準に関するご意見でありましたが、第1回の審議会後にいただいた皆様のご意見も多かったことから、利用者が代替サービスを利用できるよう努める内容で答申案に盛り込みました。

2段目の職場内における男女共同参画の推進については、国の事業の活用や企業や専門家との連携など、広域で考える仕組みを取り入れたほうがよいとのご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

3 段目の避難所運営への女性参加の推進については、女性リーダーの登用を答申に入れたほうがよいとのご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

このほかに、前回の審議会では、評価する指標が測れないため、学童保育所の待機少数について記載してほしいとご意見をいただきました。こちらは担当課である青少年課に、次回の調査以降、記載するよう要望いたしました。なお、担当課への要望になることから、今回は答申案に盛り込んでおりません。

これらを踏まえて、まず、目標 1 についての答申に盛り込む内容についてご審議いただければと思います。事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。「「目標 1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について」というパートでございます。こちらは今、事務局からもありましたように、大きくこの 3 点が前回、特に皆さんが盛り込みたいというご意見だったと思います。かるがも事業についても、廃止ということが出ているのに応えられていないということでございましたし、あとは女性の避難所のリーダーというのも皆さんのご意見があったということで盛り込まれておりますが、まず、この点について、いかがでしょうか。足りない部分とか。

委 員：かるがもの事業が廃止事業になっているという、非常にこれは不安だと思うんです。それを実施するために努めるということをお願いするのに、周知等、周知なんかしてもしょうがないので、周知の後の実施ということが大事で、もっと強い表現で、周知がメインで、それとそれに付随するいろいろなものを努めてくださいという表現になっていますので、これはもう、即実施ですよ。

それから、この間の意見ではなかったから入っていないのだと思うんですけれども、小学校の件に関しては、学童保育所を含めて、まだまだ課題があると思うんですけれども、これは入れたほうがいいと思いますけれども。これは意見がなかったから書いていないということですよ、前回の。

事務局：そうですね、基本的にはこの答申案につきましては前回の審議会の内容を基に作成をしておりますので、意見が出ておりませんでしたので。

委 員：それは意見を言わなかったほうがいけないので。これはやっぱりぜひ入れていただきたいなと思います。

会 長：ありがとうございます。あとはよろしゅうございますか。

委 員：取りあえず今、目標 1 は。

会 長：ほかはいかがでしょう。

委 員：今の委員の意見に付随して、小学校の課題って、僕これから、子供が今、年長なので、小学校に上がるときにいわゆる小一の壁というのがありまして、ちょっと聞きたいんですけれども、学校が開くって何か時間が決まっている、7時半とか7時とか早い時間は行けなくて、校門が開くまで学校の外で待っていたりとかしなきゃいけないというのを伺って。

委 員：そうです。

委 員：今、保育園なんかは7時ぐらいから預けられたりするんで、急に小学校になると8時からしか預けられないので、他市とかだとその受皿を設けたりとかしているところもあるんですけれども、それで言うと、小学校の課題というところで、やっぱり働き方が、小学校 1 年に上が

ったときに、特に女性が、送り迎えしていた人がやっぱりパート勤務せざるを得なくなったりとかというところは出てきていると思うので、そういう学校の朝の開門時間のことの何か工夫みたいなものが、受皿づくり、朝の居場所づくりみたいな話を、もし盛り込めるようだったら盛り込んでいただきたいなというところが1点です。

もう1点あるんですけども、かるがも一時廃止は、私も前回お話しさせていただいて、この代替サービスを実施するということはもちろんなんですけれども、私としては、2,000人ぐらい使っている大事な事業というのが翌年にいきなり廃止しましたと来たのがちょっと違和感があったことであって、それって段階的に廃止することができなかったのかなと。狭山保育園なんかも廃止ですけども、あれっていきなりなくしたんじゃなくて、徐々に廃止していると思うんですね。なので、2,000人とか利用しているんだとすると、いきなり廃止となってしまうとちょっと影響が大き過ぎるので、この廃止事業については柔軟にできるようにするというのも私としては言いたいことではありました。このかるがもについて触れた時点で。

あと、3点目はちょっと報告になるんですけども、避難所運営の絡みで、私、先月かな、三中と六小の総合訓練、防災訓練がありまして、それに一応この委員として参加させていただいたんですけども、今回かなりの方が来ていまして、というのは、うまべえが今回来たんですね。うまべえが来て、すごく子供が来たんですよ。子供が来ると、やっぱりお母さんも一緒に来るので、その前の年も僕、ほかの中学校の、やっぱりこの委員を代表して見に行っただんですけども、参加者の数が全然違ったんです。消火訓練も、やっぱり子供がやって、その後お母さんもやってといって、お母さんがやっていたというので、女性が実際に消火の活動に自分から参加するということもうまくできていましたし、あと、スタンプラリーというのをやっていたんですね、今回。前はブースによってもう全然がらがらなところとかがあったのが、スタンプラリーをやることで、車椅子だったり、一番面白かったのが妊婦体験、よく両親学級とかでやるんですけども、妊婦さんのこういうやつをかぶるんですね、どれぐらい体が重くなるか、いざ何か地震とかあったときに、じゃ、走ってみてといって、どれぐらい避難するのが大変なのかというのを、そこに来た旦那さんがそれを着けてやってみるというのは、まさに男女共同参画の、女性の気持ちを知るという意味ではすごく面白い取組で、結構そこにも利用されている旦那さんとかも来ていたので、これは、まだ数か月後なんですけれども、次の防災会議で一応よかった点として伝えようかなと思って。なので、今回、結構男女共同の視点では割と進んだ取組をしていました。これちょっと報告ですけども、以上です。

会 長：ありがとうございます。2番目の廃止事業の段階的みたいなお話は、この答申ではどういうことを。

委 員：この一文の下でもいいんですけども、廃園事業については、即廃止ではなくて、段階的に、よく激変緩和措置とかと難しい言葉で言いますけれども、2,000人がもうぱっと消えちゃって、その人たちは署名活動とかしているわけですよ。私たちもA3の評価を見ていくときに、それを見て評価しているのに、急に廃止しましたと報告を受けている状態なので、そうすると、今まで評価していたのが、急に廃止となっちゃうと、せめて今後何年度に廃止とか、普通分かると思うので、代替措置を検討してくださいとそのときに言えると思うので、僕もうまく表現はあれなんですけれども、急激な変化ではなくて段階的にできないかというところは、

ぜひ文章として入れていただきたいなと思います。

会 長：おっしゃっていることは大体分かっているつもりなんですけれども、これは実際に、例えば激変緩和は、それはしたほうがいい、ただ、周知期間とかありますよね、例えば、それがもっと長かったらとかいう、そこら辺の実際の事業廃止に向けての取組が僕、分かっていないので、どれだけ乱暴だったのか、丁寧だったのかというのがちょっと私には判断できないんですけれども、そこら辺はどうですかね。

事務局：一時保育事業につきましては、委員のおっしゃるとおりで、急遽というほどではないんですけれども、いわゆる段階的な措置は取っていないんです。市民に対する説明も結構ぎりぎりでしたよね。

委 員：10月ぐらいに多分、だよりで廃止。

事務局：署名もあったことも存じ上げていますし、今回の私どもの仕方というのはかなり批判を受けているものになりますので、そこはこういった男女共同参画にも支障が生じるという意味合いにおいて書くことに関してはいいかなと思いますが、ただ、かるがも一時保育を復活させてくださいみたいなニュアンスだと、もう、1回決まったことなので。

委 員：じゃないですね。あくまで廃止、例えばこれから女性のための相談とかを同じように、じゃ、廃止しますと言われたら、そういう廃止する事業については段階的に。

会 長：丁寧な対応とか、そういう対応をしてほしいという文言を入れると。

委 員：そうです、別にかるがもだけのことを言っているわけではないです。

事務局：そこを入れることは、はい。ちょっと1回入れさせていただいて、見ていただいて、仮にちょっと違和感があるようだったら、また除くとか、そういった議論をさせていただくということでもよろしいですかね、次回のときまでに。

委 員：私は大丈夫です。

事務局：目標1に入れてしまって大丈夫ですか、それとも特出しをしたほうがよろしいですか。先ほどの委員のご意見の中では、これはあくまでも、きっかけはかるがも一時保育室、ただ、そこに限ったことではないという話がありましたので、例えば計画全般の中で、周知自体が今ボリュームが大きくはなっているんですが、その中で一言そういったものを添える、そっちのほうに今のご意見に沿っているということであれば、そちらのほうに入れさせていただければと思うんですけれども。

委 員：多分目標1のこの文章のつながりであったほうが、よいと思う。多分、計画全般にあると唐突だと思うんですよね、目標1の関連であったほうが、話とするとつながるのかなとは、個人的には。

事務局：分かりました。では、目標1に入れさせていただいて、全体のボリュームだったりとかそういったのを見て、もし変更する場合はまた、次回にご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長：ですから、かるがも事業に端を発して他の事業も、今後いろいろ選択と周知ってあるでしょうから、必ず丁寧な対応をしてほしいというようなことですよ、おっしゃっていることは。

委 員：そういうことです。この周知方法とか、そういうことでもあるんですけれども、そういうことで。

会 長：あとは、廃止したこれだけ活用された事業を、速やかに代替りのものを周知するとともに実施してくださいというのが委員のご意見だったので、ちょっとそこは加味するような形でお願いしたいと思います。あとは学童の小学校の話も今回ご指摘をいただいたと思いますが、あと、ほかに目標1についてはございますか。よろしいでしょうか。

副会長：些末な点ですが、3段落目の避難所運営のところで、女性の視点の意見を反映というところが、言わんとすることは分かるんですが、逆にちょっとどうなんだろう、幅広い意見を反映できるので、あえて女性とするのがちょっと逆行しているように見えるので、この表現を変えられるといいのかなと思ったのと、これは個人の意見ですが、計画全般のところの最初の文章で言われているところが、目標1のところの事業があって、いろいろな積極的ないい事業もあるけれども、という枕言葉的に計画全般のところで使っていらっしゃったのかもしれないですが、これを元に戻して、目標1のところに持っていくということもあり得るのかなというのをちらっと思いました。ただ、最初に頑張っていますねというふうに褒めたいというか、評価したいのであれば、その限りではないんですけども、何となくちょっとそこを思いました。強い意見ではないです。以上です。

会 長：ありがとうございます。

委 員：学校の補足というか、個人的な体験談的なところですけども、しかも小平市で子育てしている者としてですが、数年前までは、コロナより前の、そういうときの感覚で言うと、子供たちは朝7時過ぎぐらいにはもう学校へ行って一遊びするんですね、サッカーしたり、校庭がフリーで実質、居場所になっていたんです。コロナもあり、あとは先生の働き方とかそういうので、あとはフリーだと安全の責任をどう確保するんだみたいなもあって、うちの自治体でも、校門は開いているけれども、げた箱のある扉が開くのが8時15分です。だから、もうそこに集中して来て、7時半からサッカーしていたという時代はかつてのものになっちゃった。一方保育園なんかは7時台から預かりがあって、遠方に出勤するのに、その時間から預けられないとか仕事かというのもあると思うんです。小学校の朝の居場所の問題は多分そういう方向かなと思う。ただ、学童なんかは9時オープンという、8時半か、その前というのは延長保育対応という、有料だけれども居場所としては、8時15分が学校始まるというのに合わせてという部分がある。多分東大和市も似たようなところとは思えます。学校の先生も朝から仕事をしていて、そのついでにちらっと見ながら子供たちを遊ばせていたというのも、多分それじゃ駄目で、みたいになっていくときに、どうするかなんですけれども。一方で子供というのは保育園、未就学の時より成長しているのもあって、鍵を持つようになり、自分で行動できることが増えて、その連携なのかなと。だから、朝早く仕事に行かなきゃいけないママの話を、昔の話を思い出すと、先に行ってくるねと親のほうが子供に見送ってもらうような形で仕事に行って、子供が家の鍵閉めて、そして1人で学校に行くことがある。でも、私も働きながら子育てする側として、子供に行っていっちゃいと言えないというのはな、なんてかつて聞いたりもしたわけです。そういうことをどうするの問題など、本当に小一の壁をテーマにした両立支援の講座だったり、アドバイスとか語る場、自分たちでどうしようを選んでいくみたいなのは、そういうサービスじゃないのかなと思う。そういうコンセプトのコンテンツもあったりするところなので、東大和市でも盛り上がるという思いながら、補足です。大事な視

点だとは確かに思います。

会 長：目標 1 人につきまして、ほかにご意見はありますでしょうか。

それでは、ベース答申案について、かるがも事業の段階的な緩和措置みたいなのを、ほかの、もし廃止事業のときもちゃんと適用してねというご意見と、周知ではなくてちゃんと実施するという強い言い方をしましょうということ、それから、小学校の問題については触れたいと、これは前回なかったと思いますけれども、追加というところ、あとは細かい文言のところはご意見が出ましたけれども、それは反映してもらいたいと思います。

「目標 2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について

会 長：それでは、続きまして目標 2 のほうへ進みたいと思います。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局：「目標 2 互いの人権を尊重できる環境づくり」についてですが、資料 1 の答申案の 2 ページの目標 2 を、ただいまから少しお時間を設けますので、目を通していただけますでしょうか。

— 内容の確認 —

事務局：皆様、目を通していただきましたでしょうか。それでは、目標 2 の方針案の内容について、簡単な補足をさせていただきます。

1 段落目の被害者に寄り添った相談支援体制の充実について。女性のための悩み事相談において、令和 7 年度から男性の相談ができるようになったことを説明させていただきました。もちろん、男性の相談の実施については令和 7 年度からの事業のため、令和 6 年度の答申に盛り込むことはできませんが、男性の相談窓口の周知については令和 7 年度においても課題となっていることから、答申案に盛り込みました。

2 段落目の職員研修を活用した意識啓発について。ハラスメント研修において研修内容の見直しや形骸化しないような工夫、また、全員参加できていないというご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

なお、担当課である人事課に、東大和市で実施しているハラスメント研修について確認しましたので、審議の参考にしてください。現在、市では管理職向け、係長向け、主事主任向けと、職種を 3 つに分類してハラスメント研修を実施しています。主事主任向けが毎年、管理者向けと係長向けが交互に隔年で実施しております。講師については、市のメンタル相談員が依頼しているほか、民間より講師を派遣しています。毎年講師が代わりますことから、研修内容は異なるそうです。対象者については会場の関係上、未受講者を優先して各課 1 人等で実施しておりますが、受講できなかった職員に対しましてはイーラーニングで積極的に受講するように促しています。

前回の審議会において、ハラスメント研修については市役所内部の事業のため、答申に盛り込むかどうかというご意見もありましたことから、答申に盛り込むかどうかも含めてご審議いただければと思います。

そのほかに、前回の審議会では、ひとり親家庭ホームヘルプサービスについてご意見をいただきました。この事業について、内容等を担当課である子ども家庭センターに確認しましたので、審議の参考にしてください。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業は、市が実施主体である事業です。国から補助金が出ている事業であります。補助金の対象となる対象者の範囲が限定されていることから、対象者を広げることは難しいとのことでした。また、ひとり親家庭から生活支援に関する相談は多いとのことですが、別の市の支援事業、例えば学童保育所やランドセル来館などに流れることが多く、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を選択しない方がいるとのことでした。現状、当該事業を利用できない方が多いのではなく、ほかの事業に流れた方がいたことから、今回の答申案には記載をしていません。

これらを踏まえて、目標2について答申案の内容についてご審議いただければと思います。事務局からは以上でございます。

会 長：ありがとうございました。「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」についてというパートでございます。こちらは大きく、今回の答申案では、被害者に寄り添った体制で、男性についてというのと、あとは市の職員の研修についてということを取り上げてございます。男性の相談については以前から、委員が一番見識をお持ちなので。

委 員：その取組の中で、本当に吸い上げて実施に向かっているなという、弁護士会のほうでの自治体懇談会にも参加させていただいて、具体的に取り組んでいるみたいなお話が聞こえてきたりしていて、声って上げるものなんだなと思ったので、ちょっと具体的に、男性の相談場所をどうするということなんですか、被害者の男性は。

会 長：実際は令和6年度はなかったんですけども、もう早速、逆に事務局が担当部局だったということで、女性の相談の形は変わっていないんですけども、そこに男性も相談、構いませんという動きをもうしてくれたということ。ただ、実際は、予約1件でしたけれども結果、キャンセルになってしまったというので、実相談はまだ実績ないんだというのは前回伺ったので。

事務局：1 枠増やしまして、男性の枠もやりまして、ただ、そうすると女性のための相談って女性の心理士さんとか弁護士さんがやっていらっしゃるんで、そうすると一対一だと怖いという話になってきてしまうので、男性の場合においては電話相談という形を取らせていただく、そういった調整とかもちょうとさせていただきながら、今年度、実施はさせていただいているところですが、やはり会長おっしゃったみたいに、私どもが主管部署だからできる部分はありますので、予算とかもありますので、なかなか苦労はさせていただいたんですけども、やってはいる。

委 員：速やかな形で、できるところから突破口を。

事務局：やっぱり国も女性の相談の場所とかで男性相談をやっているんですけども、やっぱり女性メインというところなので、私たちも女性のための悩み事相談ということでやっているんで、そこでやっぱり周知がというところが、前回そういったところの議論はあって、その周知のほうもちょっと検討してくださいというようなご意見はいただいたので、ここで触れさせてはいただいているところです。

委 員：まさにこの答申のとおりですが、周知徹底を。枠組みの中で、性的少数者の件というのもある。

ったけれども、それがぽっかりこの項目からなしでいいのかどうか、私はほかの自治体でのセクシュアルマイノリティー向け相談というのをやっていて、弁護士として入りつつ、法律相談に限らずなんですが、本当に周知って難しいなと思いながら、設定しつつ、やっぱり相談に来ること自体は限られているものの、知ったら男性も、当事者としてというよりか、当事者の性的少数の身近な関係者という立場で、この相談場所があるだけでも、誰にも相談できなくて、友達にも言えないし、アウトティングみたいなものに配慮するあまり、どこに相談したらいいかわからないから、助かったみたいなのもあったりした。やっぱりニーズはあるはずなので、そういう被害者もそうですけれども、新しい首相が誕生している方向の中での性的少数者問題の扱いが、ちょっとあるかもしれないです。けれども、この取組の項目があったし、何かそれも忘れているよみたいなのはある。目標2はちょっとほかの1と3と見た目的にも少ないのもありますし、終わっていないというか、今までの流れであって、やっと存在が認知されて、性的少数者、同性愛者というだけじゃなく、いろいろ対応だからこそ、やっと知られている。じゃあ、相談したいな、相談してもいいんだ、みたいになっているようなところなので、今の男性被害者に乗っかりつつ、もっと広げる何か頑張りをみたいなのを入れられたらいいかなと。

副会長：今回、シンプルな表現で文章を作成してくださっていると思うんですけども、被害者に寄り添ったというふうになったときに、私たちは中で、こういうものがあって了解しているから、被害者というと暴力であったりハラスメントであったりの被害者とひもづきますけれども、ぱっと見たときに、どういう被害者なんだろうというような言葉を補われる必要があるのかなというところを少し思いました。あと、去年あった人権教育のところですよ、学校教育の、そのところは今年も引き続き入れられるような形で考えていただけるといいなというふうに個人的には思いました。互いの人権を尊重できる環境づくりというのは必要ですので、小中学校、高校生でというニュアンスも入るといいかなと思いました。以上です。

会長：ありがとうございます。確かにいきなり冒頭に被害者と出てくると、何の被害者かというところは一瞬思ってしまうので、おっしゃるとおりだと思います。人権教育のところは、目標3の頭に入れるので、ということですかね。目標3には行かないんですけども。

事務局：3のところで書かせていただいている部分があります。

委員：去年は2で書いていただいた。

事務局：今回は3のところの議題の中であったので、3に入っているところですが、前回2なので。

副会長：目標2のところの人権尊重ということで行くと、やっぱり人権教育を外せないんじゃないかというご意見だと思いますが。

事務局：2が今、ボリュームが少ないので、2に移動させてもよろしいかと思っておりますので、そこはどちらでも。ただ、そうですね、互いの人権を尊重できる環境づくりが目標2ですので、2のほうに入れさせていただいて。

会長：2にも入れて、たしかこの中で委員のご意見は、やっぱり小さい頃からそういうことをやらなきゃいけないねというのは再三言われていることなので、目標2の冒頭でその部分に触れて、家庭内暴力みたいなほうが、流れはいいかもしれないですね。

あとは、性的少数者の方は、去年は性の多様性に関するという取組の部分が最後のところにあって、入っていますが。このあたりはご意見はございますか。そうすると非常に幅広く全般

的にっていくので、これもよしあしかと思いますけれども、皆様のご意見で。

委員：やっぱり早期教育という意味では、人権教育もそうですけれども、性の多様性もそうですけれども、若いうちからやったらほうがいいと思って、ちょっと文章的に、目標3ですかね、目標2も前に入っていたから、入れてもらえればやっぱりいいかなというのが個人的な意見です。

会長：性的少数者、多様性についてはいかがですか、答申の中に入れ込むのか。

委員：これも、そうですね、四中で標準服にして、そういう取組もあるので、そういう意味でも、ちょっと文章に入れたほうがいいかなとは思いますが。

会長：確かに昨年は標準服の議論が非常に活発でした。

委員：3になるんですかね、3に前は入っていて、今回はあれですけれども。2なのか3なのかは。

会長：あとは、先ほど事務局からありましたけれども、市の職員の研修についてというところは入れるのはどうかというところでございますが、こちらについてもご意見は。昨年まではさらっとという感じでしたけれども、もう少し具体には書いてありますが。これも書いているとおりで、形骸化しないようにとか、毎年とか、隔年とか、しつこく継続してやるということは言ってもいいんじゃないかなとは思いますが。

委員：お願いします。

会長：よろしいでしょうか。じゃ、入れるということでお願いします。

それから、ひとり親家庭のヘルプサービスについての利用者が2名とかですか、ということの実態、事務局からの説明がございましたけれども、これについてはどうですか。

委員：先ほどのご説明で、要するに国が決めた事業なので、条件がいろいろ厳しい、だから、これに当てはめることができないで、ほかの事業に流れるんですか、ほかの事業はどういう事業か、具体的には私は分かりませんが、それでこの事業の代わりに対応できるような事業なのか、それとも本当はこの事業の制度を利用したいのか。2人か、1人でしょう。

会長：1人でしたか。

委員：前回伺ったら、1人ということだった。98回だから、年間だから週2回ぐらいかな、これはやっぱり実際に利用したい方はいるんですよ、恐らく。それで、国の制度だけでも、条件というのはもちろん変えることはできないでしょうけれども、別の形で市の独自の、何かこの制度を利用できるようなことをするということは難しいですか。市長に答申するんですから。

事務局：基本的には、国の補助金の事業でして、それに該当するかしないかで、このサービスを受けられるか受けられないかが決まってくると思います。国のそういった事業があるので、まずは市のほうで同じような事業をするというのがちょっと難しい点がございまして。それと、国の難しい基準に適應しない方については、市で今やっている代替措置のご案内をさせていただいて、そちらを選んでいただいている方がいらっしゃるというところから、プラスアルファでやるということは難しいのかなというふうには思いますが、ただ、そこを何とかしてほしいと訴えかけることはできるかとは思いますが。

委員：ほかの事業というのは具体的にどういう事業ですか。

事務局：いわゆる、家に来ていただくということが国のほうのやっている事業なんですけれども、ちょっと家に入れて作業するというのが難しいので、例えばランドセル来館とか学童とかそういった、ほかのうちの既存のある施設にお子様を預けていただいて、お仕事ないし家事とかい

ろいろなことをやっていただくという選択をされていらっしゃる方がいらっしゃるというところ。ただ、それが100パーセント望んでいるものかどうかというのは、ちょっと分からない部分はございますが、なので、そういった選択肢でそちらを利用されている方がいらっしゃるので、また新たにするのはちょっと難しいかなという気はいたしますが。

委員：お子さんも年齢がいろいろあるでしょうから、今おっしゃったように、本当に代替の事業で満足していらっしゃる方だけではないとは思いますが。何か考えましょうよ。2年間でしよう、国の。2年間というのも厳しいよね。高学年ぐらいになったときの2年間と低学年の2年間とは全然違いますからね。あまりしゃくし定規じゃなくて、何かうまく使っていただけるような制度が欲しいですね。お願いします。以上。

会長：ありがとうございます。今のお話を伺うと、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業と特定してしまうと多分、国のなので、できないになってしまうと思うので、多分委員がおっしゃったのは、要はひとり親家庭を支援する事業をもうちょっと広く考えてほしいみたいなことかなと思う。

委員：何か知恵を下さいよ。

会長：それをもっと拡充してとか、みたいな表現になるんですかね。

事務局：現行の制度では拾えなかった人たちに対する救いの手というか。

会長：サポートをちゃんと考えて実行してほしいみたいな。そうすると、この事業は取りあえず置いて、というふうになりますかね。そういう思いなのかなと。

委員：実際そうですね。

会長：現にやっていたらあるところもあると思うんですけども、もっと助けてほしいと言っている方がいるんじゃないかというのが私たちの認識なので、その拡充みたいな言葉になるんでしょうかね。

目標2については、今出ましたように、人権の研修、それから男性の部分と、被害者の文言みたいなところと、職員の研修と、最後に出ましたひとり親家庭への支援みたいなところかと思えます。多様性のところはどう織り込むか、昨年と同じ言い方だと非常に一般的ではあるので、どう言うかはご思案いただきたいですが、今日出た話はそういう点かなと思えます。

目標2はよろしゅうございますか。

委員：もう1個、家族の多様性話で言うんですけども、去年の振り返りが答申のテーマで、今年やっぱり話題は夫婦別姓のことも多様性的な観点からは議論がでた。だけど、全く触れられてもないけれども、当事者はどんな家族というところでもやや持っているはずなんです。でも、何も触れていないと。でも、この高市さんによって、夫婦別姓というのは通称使用の形でまとめていくみたいな方針が出ている流れはあるでしょうけれども、そういうのも個人、個人、関心を持てるのか、語る場もないのかというのはある。それは本当に別の自治体でのさっき言ったような相談の中でも、実は性的マイノリティー的な、本当にマイノリティーの話よりは、結婚って何なの、そういうのも本当は考える。婚姻届を出す意味ってどこにあるのか分からないとか、子供を持つ持たないのことも語る場さえないみたいな、本当に少数者のためのだけじゃない。これまでの家族になること、結婚すること、子供を持つことみたいな当たり前の部分自体が多様性によって揺らいでいる中で、自分たちはどうするというのを選ぶために考え

たり、そのためには知ったり、しゃべったりという場が必要な流れがある。何かやっぱりそこも人権の問題にはつながるのかなと思う。国としての男女共同の計画に対するパブコメがちょうどこの秋あったようなんですけれども、夫婦別姓への反対意見が超集まったとかという感じの報道、いや、変えなきゃいけないという流れがある一方で、何か報道で刺激を受けたのか、反対の声が組織的に集まっちゃって。けれども、もうちょっと当事者はニュートラルというか、選べることができるといいんじゃないのという冷静な人たちもいるし、選びたいという人もいる。でも、その場合に何が支障でとか、どうなのとかは、もっとそういう場がある。ここまで議論になっている以上、東大和市としても何か取り組むのも人権に関わる環境づくりなのかなと思いついたところです。もうちょっと補足というのであれば。

会 長：いつも委員の貴重な、高尚な、幅広いご意見ありがとうございます。今、東大和市ってその届けとかはまだ受けていないんです。ほかの市区町村はありますよね。

事務局：パートナーシップ制度というものがあるんですけれども、うちの市ではやっていないです。夫婦別姓に関しては、やっぱり法律で、婚姻したらどちらかの氏を名のこと、文言は正確じゃないんですけれども、今その法律があるので、それが改正されない限り、市っていわゆる婚姻したときに法律にのっとりた業務をやっているんで、そこは答申に盛り込んだとしても、法律がそうだからというところで一旦整理がついてしまうかなというところはあるのかなと思います。

会 長：パートナー制度はどういうところでやるんですか。

事務局：パートナーシップ制度は、市の施設でメリットがあるところがよく導入していたりするんですけれども、例えば市営住宅を持っていच्छる方というのは、基本的に夫婦が一緒でないと住めないんですが、パートナーシップ制度をすることによって別姓であっても住めるというところがあるんです。うちの市にはそういった市営住宅がなかったりですとか、一番のネックは、市営住宅とかそういった住宅にパートナーシップ制度の方が住めないというところがあった。あと、市立でつくっている病院とかも、いわゆる告知義務とかそういったところ、何か手術を受けられたりするときに家族でないと告知ができないとかというところも、パートナーシップ制度をすることによって、そういった方に対しての告知ができたとか、手術に対する同意書とか、そういったことが書けたりするんですが、そういったものうちにはないんですね。都営住宅に関しては、パートナーシップ制度というのは都が導入しているので、私どもの市の都営住宅に関しては、その制度を活用することによってできるものになっているので、いわゆる東京都でやっているパートナーシップ制度を活用すれば、うちの市としてはさほどその影響が少ないというところから、今は導入していないところです。入れてもそういったメリットがあまりないと、活用できるものがないと言ったほうがいいのかなと思う。そういったところで今、私どものほうではパートナーシップ制度を導入していないという経緯がございます。

会 長：これもいろいろ考え方ですよね。逆にメリットないんだから、やってもいいじゃないというのがありますがね、お金が出ていくわけでもないんだから、逆にその形をというのものもあるかもしれませんが。どうなのでしょう、これはちょっとまだこなし切れないというか。

委 員：よく分かりました。条例ができましたという報道はあるけれども、実はそういう実利的な部分につながるために動きがあったわけで、公営住宅はありそうだけれども、あくまで都営なん

だという。

事務局：パートナーシップだったら、うちの市でもできるので、いわゆる市営とかだと条例施行が必要になってくるというところで。

会 長：今日のところは、委員のご意見ということで、継続して、また来年以降と。
では、目標２はよろしゅうございますか。

目標３ 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について

それでは、最後の「目標３ 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局：「目標３ 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」についてですが、資料１の答申案の２ページの目標３を、ただいまから少しお時間を設けますので、目を通していただければと思います。

— 内容の確認 —

事務局：皆様、目を通していただきましたでしょうか。それでは、目標３の答申案の内容について補足させていただきます。

１段落目の教育の場における男女共同参画の推進について。男女共同参画において早期の教育が大切というご意見が多くありました。また、学校によっても男女共同参画に対する考え方がばらつきがあるというご意見がありましたことから、教育現場に情報が行き届き、実践できるような仕組みづくりをという内容で答申案に盛り込みました。

２段目の審議会等の女性比率について。令和５年度の答申にも盛り込みましたが、目標値である４０％を達成するためには、これまでと同じような取組では困難であり、強い意見を答申に盛り込むべきであるというご意見をいただきましたので、令和５年度の答申と比べて内容を強めに記載しております。さらに、管理職については、充て職になっていることが多いことから、女性比率の向上の方法として、市役所における女性の管理職の登用についてご意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

これらを踏まえて、目標３についての答申案の内容についてご審議いただければと思います。
事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。目標３につきましては、教育のところと、審議会の女性比率というところが大きく取り上げてございます。前回のご意見でも、教育の部分が大切だよねというところがございました。これはさっきの目標２のところにもで、ここにもという形、ちょっと表現を変えるぐらいの形になるかなと思いますが、前段の教育の部分はいかがでしょうか。また、ほかにご意見等。

副会長：ちょっと代案がないんですけれども、目標２のところというのは、いわゆるデートＤＶだったり、身体に関わるところの人権というところでの教育ということで、目標３のほうの教育というところは、まず、アンコンシャスバイアスであったり、性別ということを利用してキャリ

アとかそういったところについてのバイアスがかかるところが問題で、男女共同参画的なことを小中高でしっかり学べたらということだと思うんです。ですが、今ちょっと代案がなくと申し上げたのが、細かいことばかり言って本当に恐縮なんですけれども、2段落目の正しく学習するためという、正しく学習というところに引っかかりがありまして、別の表現を取れないかなという感じを受けております。しっかりと情報が行き届きも、ちょっと実は気になっていて、情報もそうなんですけれども、しっかり生徒が考えるということが重要で、上から与えられるというよりは、むしろ考えることが大切なので。すみません、じゃ、どうしたらいいかというところを申し上げるべきところですが、正しく学習というところは別の表現をちょっと考えていただきたいというのが個人的な意見です。以上です。

会 長：ありがとうございます。情報が行き届きの、そのため以降のパートは、どちらかというと、子供たちではなくて教育現場の先生にちゃんと届けてねということですよ、ここでの趣旨は。

事務局：はい、今の趣旨で書いています。

会 長：学校によって、校長先生なのか分かりませんが、随分スタンスによって違っているようにというお話だったので、これをどこの学校でもきちんとやってほしいということを後段の部分で。

事務局：私どもの答申が教育委員会に対して答申をさせていただいている関係で、教育委員会から各学校までちゃんと落としてくださいねという意味合いで書かせていただいたものになります。その説明がちょっと伝わりづらかったなという部分がありますけれども、そういった意味での。

委 員：教育というのは全部にかかってくるね、情報とね。

事務局：そういうことです。

会 長：いいですか、先に進んで。

委 員：お願いいたします。下から4行目、また、審議会等以下なんですけれども、ここで言っているのは女性管理職の比率を増やすという話なんですけど、充て職のためにやるというようなニュアンスで書いているんですけれども、市役所の女性職員の管理職の比率というのは男女共同参画の一丁目一番地に近いんですよ。ここを、また以下で、審議会の女性の比率を高めるために、充て職のところに女性が行くように管理職の比率を高めるという、これはちょっといかがなものか。また以下は、独立で書いてほしいです、またじゃなくて。だから、女性管理職の登用の促進ということで、女性の場合は家庭があるから上に行くのは嫌だとか、いろいろな条件があるんですけれども、その辺を考慮して、意識開発とか、管理職登用の障害とかになっているのを取り除くような施策をしながら、市役所の女性管理職の比率をうんと上げたら、これはもう全国の市の中で一番すごい東大和とコマーシャルできますよ。

それで、審議会の比率は、やろうと思ったらすぐできるんです。東京オリンピックのときにちょっと組織で不祥事があって、ガラッと変えたときに、一発でトップが女性になって、委員の半分は女性を登用してつくったことがあるんですけれども、これはやる気があればできるんです、審議会。その審議会を主催するところに強く言うとかね、あと、充て職であれば、そこを文言を変えれば、充て職及びその者が指名する者とか、文書には必ずその他というのがあるので、そういうところを利用すれば、やろうと思えばできます。こんなに時間かけてやるようなものじゃなくて、やる気があればできると。

女性の管理職登用は、これはすぐできないですよ。むしろ事務局の方がよくご存じですけれども、採用からずっと行きますからね、10年、20年単位で考えないとできないやつなんですけれども、ただ、ここは、また以下で、充て職のために、これはやめてほしいです。全然別物で、そんな軽々しいものじゃないですから、男女共同参画の、私なんかは一丁目一番地と思っていますけれども、市役所等のね。国会議員なんかもそうですかね。以上でございますが。

会 長：ありがとうございます。おっしゃるとおり審議会のためじゃないよねと、女性管理職が増えれば、おのずと。今、充て職だとしたら、それは埋まっていく。

委 員：充て職のためにどうのこうのという話、そんな小さな話じゃないですよ、市役所の女性職員の管理職の比率というのはね。ちょっと時間はかかりますけれども。四、五年前の資料には独立してずっと審議会があったわけですよ。いつの間にかどこか統合されていると。以上です。

会 長：ありがとうございます。今、充て職もよく中身をご存じの委員の力強いご意見で、そこを割り切ればできるんだとか、あと、以前、去年、それを決めているだけだからというのもありましたので、もうちょっとそこは踏み込んでというか、あまり充て職とかなんか言うよりは、という気はしました。

委 員：充て職はあまり関係ないんですよ。やる気があればできると書けないから、ちょっと違う方法を、審議会を担当しているところが、その気持ちを強く持って人選していただくというようなことなんだろうと思うんです。

会 長：ほかにご意見は。

まず、前段の教育の場についてはいかがでしょうか。もう少し膨らませてもいいのではないかなというのもあるかもしれませんし、逆に昨年はかなりボリュームがあったんですけど、昨年の方もいらっしゃるので、かなり洗練された言葉にはなっているんですが。よろしいでしょうか。

副会長：ニュアンスとしては、去年の2段落目的なニュアンスを1段落目の中に入れ込んでいただけるといいのかなということを感じました。

会 長：ありがとうございます。

あとは審議会の比率については、以前よりは強め、残り年数少ないですよということを入れてもらっています。さっきの管理職比率はもうちょっと、本来の、もっと議論をちゃんとしたらいいんじゃないかと。今、逆に女性管理職を増やすみたいなことって。

委 員：今、十何%ですかね。

事務局：パーセントは分らないですけども、非常に少なく、いわゆる能力至上主義みたいところでやっているはず。男性と女性とかではなくて、ということに。

委 員：私の聞いたところでは、職員の方とお話しするんですけども、女性の場合は登用試験を受けないとか、あと、家庭環境があるから管理職になりたくないとか、そっちを解決しないとできないとか、能力は、今おっしゃったけれども、女性の能力は高いですよ。能力の話をしたらちょっと失礼になっちゃうから、言わないほうがいいと思いますけれども。

事務局：管理職に関しては試験制度ではなくて、人事の中からこの人ということに関しての任命をしている感じです。

委 員：その前に何か試験があるじゃないですか。係長か何か、あそこのところですよ。

事務局：係長になる方に関しては試験を行っているところです。

委員：そこをちょっと引っかかっていると思う人が多いですよ。

事務局：おっしゃっているみたいに、係長になる方という世代というのが、いわゆるちょうど子供関係の世代になってくるので、そこで、躊躇される方というのはいらっしゃる。やはり係長職になってくると休めるところがなかなか自由がきかなくなってきたりというところがあるので、妊娠しているときとか出産しているときとかというのはどうしても休まなきゃいけない現状があるというところが、やはり女性の方が係長試験を受ける受けなくなったときにネックになっている部分は、おっしゃるとおり、ございます。なので、そこで当然、係長になる方が遅れるということは、その上である課長職になる方も当然に遅れてくるし。

委員：それが今の現状なんですけれども、その受けられない状況を緩和する措置とか、いろいろやればできるんですよ。育児休業を1年取ったとか、それをマイナスにしているわけなんですけれども、今は。

事務局：今はマイナスとか、そういう考え方はないです。

委員：そこをフォローしてやらないと、なかなか女性が上に、試験を受けるというところには行かないですね、そこを通過しないと上に行かないですから。優秀な女子職員はいっぱいいらっしゃいますよ、東大和。

事務局：それは存じているというか、一緒に仕事をしているので、この方たちが上に行けばいいのにな、というふうなことはやっぱり思うんですが、制度上はできているんです、育児休業を認めるとか時短勤務を認めるとか、そういったものは確かにあるんですが、ただ、いかんせん職員の数というのが少ない状況でやっている関係で、じゃ、育児休業を取っているときに代わりにできる職員がいるのかとか、そういったところというのが、恐らく課題を解決していかないと、なかなか女性の方が自分の意思で受けたいという環境には難しいというのは現実的にありますので、その解決というのが女性の管理職が増えていくというところの課題になっているのかなというところですよ。

会長：ありがとうございます。もう時間もありませんが。

委員：和地市長なんかは非常に今の話は理解すると思いますよ、女性の市長さんだから。よろしく。

会長：ちなみに、女性の意識を変えるみたいな研修というのはあるんですか。

事務局：いわゆる意向調査の中で話はしているところです。いわゆる選考試験のときとかそういったときの、積極的に受けてくださいという話もしているんですが。

会長：女性向けに、やっぱり女性の意識というのはそういうところがあるので、私どもの会社でもやっているんですけども、そういうものはないんですか。

事務局：女性向けはないですね。いかんせん係長試験を受ける人も少なくなってきているので、全員に対してやらせていただいているところではありますが。

会長：ありがとうございます。

すみません、9時になってしまいました。私の進め方が下手くそで申し訳ないですけども、最後の目標3で何か、これは言っておきたいとか、ここはおかしいとか、何かあれば。

私は、この審議会のところは、具体的な対応策をというところをもうちょっと具体的に書いたほうがいいかなと。もうあと4年しかないので、それぞれマイルストーンをつくってという

ような書き方にして、逆に事務局も、いつも言われるままで苦勞されているので、40%に向けてのあと4年間の計画をつくって、それに向けて実施してくださいみたいな言い回しをちょっと考えようかなとは思っています。よろしいでしょうか。

すみません、もう時間が過ぎましたが、全体として、全般のところから、あと最初の「はじめに」というところはどうするかというのはありますけれども、これは最後のところで、どういうまとめ方するかということで見ていきたいと思います。目標1、2、3について、これを忘れたとか、ここは、みたいなのはよろしゅうございますか。

事務局も何かございますか。

また、何かこれはというのがあれば、メールもありますので、送っていただければと思います。

私どもの議事のほうは以上でございます。

3 その他

会 長：それでは、事務局のほうから次回の予定とか。

事務局：それでは、事務局のほうから審議会の開催についてご説明いたします。

次回、第4回の審議会につきましては、11月20日木曜日の開催となっております。場所は本日と同じ、こちら中央公民館の301学習室となります。時間は同じく7時からとなります。後日、開催通知でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

4 閉会

会 長：ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。次回もよろしくお願いいたします。すっかり寒くなりましたので、お気をつけください。

—終了—